

CCS事業に関する要望

2023年11月6日

天然ガス鉱業会

■ CCS事業の規制は、一つの制度にまとめる

- 現状、海底下への二酸化炭素の貯留は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（海防法）により規制される。しかし、今後の二酸化炭素の地下貯留は、海域のみならず陸域や海陸跨いだ地域での実施も想定される。このような中、CCS事業を円滑に実施するには、海域、陸域それぞれの制度とするのではなく**一つの制度により権利・義務を明確化することが重要**。特に海域については二重規制となった場合、責任が曖昧となる可能性がある
- CO₂の分離・回収技術は進んできており、CO₂の分離方法をAmin法・純度を99%以上と限定するのではなく分離法や純度等を合理的な対応ができる制度とするべき

■ モニタリング業務等の移管時期の明確化

- 産業界がCCS事業に参画するには、貯留事業停止後からモニタリング業務等の移管までの時期が明らかでない場合、投資を行う上での予見が困難であり、年限等の明確化が必要

■ CAPEX/OPEX支援

- 事業を早期開始するためのインセンティブ
 - ✓ 支援内容（掘削・建設……）の早期提示
- 掘削要員の確保、技術開発を含めたリグの確保に対する支援